

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年6月28日

【会社名】 ヘリオス テクノ ホールディング株式会社

【英訳名】 Helios Techno Holding Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田原 廣哉

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 兵庫県姫路市豊富町御蔭703番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田原廣哉は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社4社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

連結子会社のナカンテクノ株式会社は、平成21年6月29日に設立され、同年7月28日にナカン株式会社より事業譲渡を受け営業活動を開始しております。当該事業譲渡が行われた時点において、ナカン株式会社は民事再生手続中であり、同社については十分な内部統制が存在しておらず、また、同事業は海外向け機械の製作・設置業務を主としているために業務内容や会計処理が複雑である等の状況にありました。当社は、このような同社の状況に鑑み、より慎重なリスクの認識と当該リスクが財務報告に及ぼす影響を十分に評価し対応する体制を整備すべく、同社・同事業に係る全社的な内部統制及び業務プロセスに係る内部統制の構築を進めましたが、これらの内部統制の構築には相当の期間が必要であり、体制面、時間的な面からの制約により、十分な体制を整備・運用するまでには至りませんでした。

そのため、基準日時点におけるナカンテクノ株式会社に係る全社的な内部統制のリスクの評価と対応について、整備及び運用上の不備が存在していると判断いたしました。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は十分認識しており、評価結果に記載された重要な欠陥を是正するために、当該会社の内部管理体制を再構築し強化することを目的に、既に外部専門家等を交えた業務プロジェクトを発足及び推進しており、全社的な内部統制のリスクの評価と対応等の強化を行った結果、内部統制報告書提出日現在において、ナカンテクノ株式会社の内部統制の整備状況については有効であると判断いたしました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。